

平成28年3月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(レ)第215号 不当利得返還請求控訴事件(原審 洲本簡易裁判所

平成26年(ハ)第59号)

口頭弁論の終結の日 平成28年2月4日

判 決

兵庫県洲本市

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 蔭 山 文 夫

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 控 訴 人 アコム株式会社

同代表者代表取締役 木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士 栃 本 一 樹

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

被控訴人は控訴人に対し197万3313円とこのうち122万2661円に対する平成26年6月6日から支払はずみまで年5%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は第1, 第2審を通じて被控訴人の負担とする。

3 この判決は仮執行をすることができる。

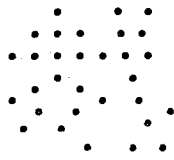
事 実 と 理 由

第1 申立て

主文と同じ。

第2 事案の概要

貸金業者である被控訴人との間で利息制限法所定の利率を超える利息の約定で借入れと弁済を繰り返した控訴人は、同法所定の利息の制限額を超えて利息として支払った弁済金を貸金元本に充当すると過払金が発生していると主張し、被控訴人に



対し不当利得返還請求権に基づき過払金122万2661円、平成26年6月5日までの法定利息75万0652円、上記過払金（元金）に対する同月6日から支払い済みまで民法所定の年5%の割合による法定利息を請求した。原判決は被控訴人の消滅時効の抗弁を採用し、1万7936円とこれに対する平成16年6月6日から支払い済みまでの法定利息の限度で請求を認容し、そのほかの請求を棄却した。本件は控訴人がその敗訴の部分不服として控訴した事案である。

前提事実、争点と争点に関する当事者の主張は原判決2頁5行目から5頁2行目までに記載のとおりであるから引用する。ただし原判決別紙計算書の2枚目（原判決14頁）は全部削除する。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)（悪意の受益者性）について

原判決5頁5行目から14行目までに記載のとおりであるから引用する。

#### 2 争点(2)（消滅時効の成否）について

##### (1) 判断枠組み

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が行われた場合の過払金返還請求権の消滅時効について判例（最一小判平成21年1月22日民集63巻1号247頁）は次のとおり判示しており、本件における消滅時効の成否はこれに従って判断すべきである。

「過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することをせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供

するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。」

「したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。」

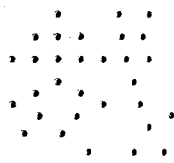
## (2) 認定事実

原判決6頁6行目から7頁6行目までに記載のとおりであるから引用する。ただし6頁26行目の「記載される」の後に「。そして本件取引のうち平成13年3月以降のものにおいて控訴人が受領したATMの利用明細書の「利用可能額」欄にはいずれも「\*」と記載されていた」を加える。

## (3) 判断

ア 本件取引が終了したのは控訴人が最後の弁済をした平成16年6月6日であり、本件訴えの提起は平成26年6月5日であるから、判例にいう特段の事情がない限り、10年の消滅時効期間が経過する前に訴えが提起されたことになり、消滅時効は完成していない。

この特段の事情については、判例が「上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情」としていることに注意すべきである。すなわちまず、過払金充当合意の内容と異なる合意が存在すれば、ここにいう特段の事情がある。しかし本件において当該合意が存在したことは主張も立証もされていない。次に、当該合意は例示として挙げられているものであるから、これが存在しなくても特段の事情があるといえる場合のあることは明らかであるが、判例があえて例示として挙げているからには、特段の事情があるといえるためには、当該合意の存在に準じる事情がなければならぬと解される。本件で問題となるのはそのような事情の有無である。



合意の存在に準じる事情である以上、借主の認識が問題となるというべきであり、過払金充当合意の内容等を勘案すると、そのような事情があるといえるためには、少なくとも、「基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった」ことを借主が明確に認識することが必要であると解される。いいかえると、基本契約に基づく新たな融資を申し込んでも貸主によってそれが拒絶される状況にあるということを借主が明確に認識することが必要であるというべきである。以下、この見地から検討する。

イ 被控訴人は平成13年2月15日に控訴人に対する貸付停止措置（本件基本契約に基づいて新たな融資をすることを停止する措置）をとったとし、これが特段の事情にあたりと主張する。この主張の根拠として被控訴人の主張する事実は次のとおりである。

- ① 被控訴人が平成13年2月15日に控訴人の与信設定履歴データの「期待CL」値を50から0にしたこと
- ② 控訴人が平成8年3月19日以降被控訴人との間でATMによる取引のみを行っていたことを前提として、平成13年2月15日の前後で控訴人のために表示されるATMの取引画面の表示が変更になったこと、すなわち「ご返済」「ご融資」「残高照会」「暗証番号の変更」「極度額等の変更申込」「取消」の各ボタンのうち「ご融資」のボタンと「極度額等の変更申込」のボタンが表示されなくなったこと
- ③ 平成13年2月15日の前後でATMが発行する利用明細書の「利用可能額」欄の表示が変更になったこと、すなわちそれまで表示されていた具体的な金額が表示されなくなり「\*」のみが表示されるようになったこと
- ④ 控訴人は平成11年7月から平成13年2月5日まではほぼ毎月1回借入れと弁済を同じ日に行っていたが、同年3月からは毎月1回弁済のみを行ったこと

このうち①は被控訴人内部の事情であり、控訴人のあずかり知らないことである

から、その認識に影響せず、特段の事情になりえない。

②は、控訴人が利用したATMの取引画面の表示がいかなるものであったのかは証拠上明らかでない。被控訴人の提出する証拠（乙54）はサンプルにすぎず、控訴人が実際に利用したATMの取引画面が平成13年2月15日を境にして被控訴人の主張するように変更されたか否かは定かでない。仮にこの事実が認められたとしても、「ご融資」のボタンと「極度額等の変更申込」のボタンが表示されなくなったにすぎず、融資不可という意味を有する表示がされたわけではないから、新たな融資を申し込んでも拒絶される状況にあることを控訴人が明確に認識したとはいえない。

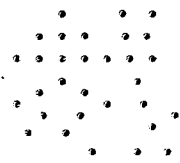
③は、たしかにそのような事実があったと認められる。しかし「\*」はそれだけでは意味のない記号であり、一般人は、そこに融資不可の意味がこめられていると理解することはできない。控訴人についても同様とみるほかない。したがってこの事実だけでは、新たな融資を申し込んでも拒絶される状況にあることを控訴人が明確に認識したとはいえない。

④も事実そのとおりである。しかし、継続的な金銭消費貸借取引を行う者が常に借入れと弁済を交互に繰り返すわけではなく、弁済のみを繰り返し行い、それが相当長期間に及ぶ場合があることは、当裁判所に顕著な事実である。したがって、④の事実だけでは、新たな融資を申し込んでも拒絶される状況にあることを控訴人が明確に認識していたと認定することはできない。

このように、①の事実は特段の事情になりえないし、②～④の事実は、いずれもそれのみでは特段の事情にならない。また②～④の事実をあわせてみても、やはり、新たな融資を申し込んでも拒絶される状況にあることを控訴人が明確に認識していたと認定するには不十分であるというべきであり、特段の事情にはならない。

以上によれば、本件取引について判例にいう特段の事情があるとはいえないから、控訴人の過払金返還請求権について消滅時効は完成していない。

### 3 結論



被控訴人は悪意の受益者であるから原判決別紙計算書における過払金の充当計算に誤りはなく、また過払金返還請求権の消滅時効は完成していない。したがって控訴人の請求は全部理由がある。原判決のうちこれと異なる部分は不当であるから主文のとおり変更する。

神戸地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官      倉      地      康      弘

裁判官      達      野      ゆ      き

裁判官      尾      島      祐      太      郎

これは正本である。

平成28年3月10日

神戸地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 山本和茂

